

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年12月27日認可した。

平成30年1月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区分名	土地改良事業名
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）庵上南地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下川原地区